

第5章

施策の展開

本章では、施策体系に示した施策分野別に望ましい環境像を実現するために、市が取り組む具体的な施策の内容を詳しく示します。

第1節 安全な生活環境の保全

1 大気環境の保全

本市においては、大気汚染の状況は全体的に改善されてきています。しかしながら、窒素酸化物、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントなどによる大気汚染が続いている状況であるといえます。これらについては越境大気の問題も抱えていますが、今後も大気環境の改善に向けて、事業活動や自動車からの排出ガス対策やVOC（揮発性有機化合物）の排出量削減対策を推進していきます。

【目標】

事業活動や自動車からの排出ガス対策を推進し、大気環境の保全に努めます。

【施策】

大気環境への負荷の低減

固定発生源（工場等）対策の推進 【環境保全課、清掃工場（北部・南部）】

- ・大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び船橋市環境保全条例に基づくばい煙発生施設などの規制の対象とされている施設からのばい煙、揮発性有機化合物、粉じんなどについては、法及び条例による排出基準の遵守徹底を指導します。
- ・大気環境への負荷の低減のため、より環境への負荷の低い燃料転換を推進していきます。
- ・今後耐用年数を迎えて、アスベストを使用した建築物の解体の増加が見込まれるため、解体・処理現場周辺でのアスベスト飛散対策の適正実施を指導します。
- ・ごみ焼却施設の適正な運転・管理を継続します。

移動発生源（自動車）対策の推進

【環境保全課、管財課、総合交通計画課、交通安全課、道路建設課、街路課】

- ・公用車については、低公害車の導入を進めます。
- ・市民や事業者における低公害車の普及に向けた情報提供を推進します。また、誘導施策を検討します。
- ・自転車利用の推進に向け、駐輪場用地の確保を推進します。
- ・路上駐車や渋滞解消に向け、駐車場の確保を推進します。
- ・「船橋市地域公共交通総合連携計画」に基づき、公共交通機関（鉄道・バス）の利用を推進します。
- ・交通流の円滑化や渋滞の解消に向けた道路整備（交差点の立体化、右折レーンの整備等）を推進します。

大気質の監視と意識高揚の推進

大気汚染状況の監視 【環境保全課】

- ・大気汚染防止法に基づく大気質の常時監視を継続し、大気汚染の未然防止に努めます。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気質のダイオキシン類の測定を継続し、公表します。
- ・有害大気汚染物質による汚染実態についての定期的なモニタリング調査を継続し、被害の未然防止に努めます。
- ・国、県との連携を強化し、化学物質の安全性や環境保全に関する情報、新たな環境汚染物質の情報などの収集に努めます。
- ・市民、事業者、行政の連携を密にし、情報の共有化や化学物質に対する正しい理解を推進することにより、地域における相互の信頼関係の構築に努めます。

大気汚染防止に向けた情報提供 【環境保全課】

- ・大気汚染や光化学オキシダント発生情報に関する広報・情報提供を推進し、大気汚染防止に向けた意識の向上を図ります。また、インターネット等を活用した広報・情報提供を検討します。

自動車運転者への意識高揚の推進 【環境保全課】

- ・自動車の利用に際しては、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけるよう、環境イベントなどを通じて市民と事業者への意識啓発を進めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
市の公用車購入時における低公害車の占める割合 1	80.7%	100% (毎年度)	
市内幹線道路交差点での改良整備実績及び達成率 2	改良済、暫定改良済 計 23 箇所 51%	改良済、暫定改良済 計 27 箇所 60%	改良済、暫定改良済 計 30 箇所 66%
その他交差点での改良整備実績及び達成率 2	改良済、暫定改良済 計 19 箇所 79%	改良済、暫定改良済 計 20 箇所 83%	改良済、暫定改良済 計 24 箇所 100%
二酸化窒素の県環境目標値の達成率 3	70%	80%	100%
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率(長期的評価) 3	一般局：100% 自排局：100%	一般局：100% 自排局：100%	一般局：100% 自排局：100%
VOC(揮発性有機化合物)排出量	2,310t/年 4	1,617t/年	

- 1 市の環境配慮物品調達方針で定める自動車で、環境に優しい低燃費かつ低排出ガス車です。ただし、特殊自動車などで低公害車に該当しない車両は除きます。
- 2 市内幹線道路交差点での改良整備実績における対象交差点は、過去に行った交通量調査を基に交差点解析を行い、45箇所を対象としており、その他の主要な交差点においても24箇所を対象としております。
- 3 第3章(環境の現状と課題)の22ページの表3-1-1に平成21年度の大気汚染の環境基準達成状況について記載しております。
- 4 VOCの削減割合は、「船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」の対象事業者からの排出量を対象とし、削減割合の対象となる基準は平成12年度としていることから、現状値欄に平成12年度実績値を記載しております。

2 水環境の保全

本市において、河川の水質は改善されつつありますが、海域や地下水において環境基準を超過しているところもあります。水質の改善を図るため、公共下水道や高度処理型合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、事業活動からの排水対策を継続的に進めていきます。

また、水資源の保全に向けて、雨水の活用や循環型水利用など、水の効率的な活用に取り組んでいきます。

【目標】

生活排水対策と効率的な水利用の推進により、水環境と水資源の保全に努めます。

【施策】

水環境への負荷の低減

生活排水対策の推進

- 【環境保全課、環境衛生課、下水道計画課、下水道管理課、下水道建設課、建築指導課】
- ・「生活排水対策推進計画」に基づき、生活排水対策を推進していきます。
 - ・公共下水道整備事業を推進します。
 - ・東京湾での富栄養化を防止するため、下水処理場における高度処理施設を計画的に整備します。
 - ・公共下水道整備区域内の下水道未接続家屋に対する水洗化指導を実施し、下水道への接続を促進します。
 - ・合併処理浄化槽を設置する場合には、船橋市浄化槽取扱指導要綱に基づいて指導します。
 - ・公共下水道整備区域外の地域では、高度処理型合併処理浄化槽設置の普及を図るとともに適正な維持・管理が行われるよう指導・啓発を行います。
 - ・家庭でできる浄化対策の実践など、水環境の保全意識の高揚に向けて、国、県、関係団体と連携して効果的な情報提供等を推進します。

事業所での排水対策の推進 【環境保全課】

- ・水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び船橋市環境保全条例に基づく特定施設からの排水については、立入検査を行うなど、法令の遵守徹底を指導し、汚濁負荷を低減します。
- ・小規模事業場に対して、指導を行います。

自然系排水対策の推進 【河川整備課、道路建設課、街路課】

- ・市街地における雨水浸透施設（透水性舗装など）の整備により、雨水が直接河川に流出しないようにします。
- ・多自然川づくりなど、浄化作用を期待できる河川改修を推進します。

水質事故への対応 【環境保全課】

- ・有害物質や油等の流出の未然防止を徹底するとともに、被害を最小限に抑えるための対応を行います。

水質汚濁状況の監視 【環境保全課】

- ・水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく公共用水域の監視を継続的に実施し、調査結果を市民にわかりやすくお知らせします。

水資源の保全の推進

地下水の保全 【環境保全課、河川管理課、道路建設課、街路課】

- ・有害物質の地下浸透禁止の徹底について指導します。
- ・市街地における雨水浸透施設（透水性舗装など）の整備により、地下水の涵養を図ります。
- ・雨水の地下浸透を促進するための雨水浸透柵の設置について支援します。

水源の維持・管理 【みどり推進課、農水産課】

- ・樹林地や農地の水源涵養機能を重視し、これらの保全に努めます。

節水、水の有効利用 【環境保全課、河川管理課、河川整備課】

- ・貯留施設を使用した雨水の有効利用の方法を検討します。
- ・水資源の保全のため、市民向けの出前講座などで節水や水の有効利用への理解を深めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
排水規制に係る立入検査実施率 1	42%	43%	50%
BOD の環境基準達成率 (河川) 2	100%	100%	100%
COD の環境基準達成率 (海域) 3	75%	100%	100%
全窒素の環境基準達成率 (海域) 3	50%	100%	100%
全りん の環境基準達成率 (海域) 3	0%	100%	100%
透水性舗装の整備実績	累計 79,398 m ²	累計 105,198 m ²	累計 126,698 m ²

- 1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場（湖沼法のみなし施設を有する事業場を含む：平成 21 年度末 537 事業場）を対象に行った立入検査の延べ事業場数。
第 3 章（環境の現状と課題）の 26 ページに平成 21 年度の立入検査結果について記載しております。
- 2 調査地点については、利用目的等に応じて定められた類型指定されている河川を対象とします。
BOD の河川調査地点（下記 5 地点）
海老川 E 類型 八千代橋、さくら橋、八栄橋
真間川 E 類型 柳橋
桑納川 D 類型 金堀橋
第 3 章（環境の現状と課題）の 25 ページの図 3-1-6 に、海老川の八千代橋（E 類型の環境基準点）での水質調査結果（BOD）について記載しております。
- 3 調査地点については、利用目的等に応じて定められた類型指定されている海域を対象とします。
COD の海域調査地点（下記 4 地点）
B 類型 船橋 2（船橋沖）海苔漁場
C 類型 船橋 1（航路 A）航路 C
全窒素、全りんの海域調査地点（下記 4 地点）
類型 船橋 1（航路 A）船橋 2（船橋沖）航路 C、海苔漁場
第 3 章（環境の現状と課題）の 27 ページの図 3-1-7 に、船橋 1（航路 A）船橋 2（船橋沖）での水質調査結果（COD）について記載しております。

3 身近な生活環境の保全

土壌環境の保全の観点から、土壌汚染の未然防止に努めるとともに、市内における土壌汚染地域を把握、監視する対策を強化していきます。

また、本市では、幹線道路沿道部において騒音がやや高い水準にある以外は、概ね良好な生活環境が保全されていると考えられますが、道路交通騒音について、今後も引き続き監視を継続し、公害の未然防止に努めます。

なお、近年では、事業活動など原因者を特定できる公害苦情よりも、近隣同士のトラブルなど法や条例による規制対象外のものを発生源・原因とする苦情が増加しているため、今後は事業者などに対する指導と併せて、市民に対する広報活動などを強化するとともに、環境影響評価制度を活用し未然防止に努めます。

【 目 標 】

事業活動や社会活動に起因する生活環境問題の未然防止に努めます。

【 施 策 】

土壌環境への負荷の低減

土壌汚染の未然防止対策の推進 【環境保全課、産業廃棄物課、農水産課、農業センター】

- ・有害物質の地下浸透禁止の徹底について指導を継続します。
- ・農業生産者団体を通じて講習会などを実施し、農薬の適正使用・適正処理を指導します。
- ・土砂等の埋立て等を行う事業者に対し、安全基準の遵守を指導します。
- ・土壌汚染が発生した場合のリスク等について知識の普及を図ります。
- ・土壌中のダイオキシン類の概況を把握するため、調査を継続し公表します。

土壌汚染対策の実施 【環境保全課】

- ・土壌汚染対策法の規定に基づき、汚染のおそれがある土地については土地所有者等に調査の実施を徹底させます。
- ・土壌汚染が判明し、健康被害のおそれのある場合には汚染の除去や拡散防止措置等の対策を指導します。
- ・土壌汚染状況の調査が適切に行われるよう有害物質使用等の履歴がある土地の情報を整備します。

騒音・振動、悪臭、地盤沈下等の防止対策の推進

騒音・振動、悪臭等の公害防止対策 【環境保全課、道路建設課、街路課、農水産課】

- ・事業者への騒音規制法、振動規制法、船橋市環境保全条例の遵守を徹底させます。
- ・事業者に対して、事業や建設作業における環境配慮型の機器（低騒音型の機械など）の導入を要請します。
- ・道路への低騒音舗装の導入を推進し、道路交通騒音の低減を図ります。
- ・道路交通騒音・振動などの測定を継続し、現状把握に努めます。
- ・事業活動に起因する近隣騒音や悪臭を防止するため、商工団体などに対し、指導を行うよう協力を要請します。
- ・深夜営業を行う事業者への意識改革を推進し、店舗からの営業騒音の未然防止を図ります。

地盤沈下防止対策 【環境保全課、河川整備課】

- ・地下水揚水量の規制を継続し、地盤沈下の再発防止に努めます。
- ・地下水の涵養に関する知識の普及、広報・情報提供を進めます。

生活環境の保全に向けた意識の向上 【環境保全課】

- ・騒音・振動、悪臭などに関する広報・情報提供を推進し、公害防止に向けた意識の向上を図ります。

公害苦情の適正処理、市民や事業者に対する啓発

公害苦情の適正処理 【環境保全課】

- ・市民の相談や関係機関との連絡調整に努め、公害苦情を受け付けたときの現状の確認、関係者への調査や指導など、適正な対応を行います。

市民や事業者の意識高揚と情報提供 【環境保全課】

- ・家庭生活や事業活動が周囲に迷惑を及ぼさないよう、住民・事業者一人ひとりの意識の高揚を図ります。
- ・近隣関係をめぐる苦情の解決のため、生活マナーの向上に向けた情報提供を実施します。

公害の未然防止

環境影響評価制度の適正な運用 【環境保全課】

- ・環境影響評価制度を活用し、環境汚染の未然防止を図ります。

有害化学物質に関する情報の収集、知識の普及 【環境保全課】

- ・PRTR 制度を活用し、市内に登録された特定化学物質の種類や排出量の把握、化学物質による環境へのリスクの把握に努めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
幹線道路に面する地域の騒音環境基準達成状況(昼夜間基準値以下) 1	83.3%	達成率の向上(毎年度)	
公害苦情件数 2	28 件	減少させます(毎年度)	

- 1 第3章(環境の現状と課題)の32ページの表3-1-4に平成21年度の幹線道路に面する地域の騒音環境基準達成状況について記載しております。
- 2 典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)への公害苦情件数です。
第3章(環境の現状と課題)の36ページの図3-1-11に平成10~21年度の公害苦情件数の推移について記載しております。

第2節 生物多様性の確保

1 水辺と緑の保全

水辺空間や緑地空間は、市民の生活に潤いを与え、安らぎの場や野外レクリエーションの場を提供しているほか、動植物にとっても大切な生息環境を提供するなど多様な機能を有し、かけがえのない価値を私たちに提供しています。

今後、河川改修を行うに際しては、多自然川づくりなどにより、河川が本来持っている様々な機能を保全した水辺空間の創出を図ります。併せて緑地空間の整備を行うなど、自然とのふれあいを深め生物多様性への理解の促進に努めます。

【目標】

水辺空間・緑地空間を整備し、生物多様性への理解の促進を図ります。

【施策】

水辺空間・緑地空間の整備

水辺とふれあえる場の整備と意識啓発 【環境保全課、河川管理課、河川整備課】

- ・河川改修にあたっては、自然を活かした水辺空間の創出を推進します。
- ・堤防や河川敷（高水敷）に遊歩道や緑地などの整備を行うことで水辺空間としての利用を推進します。
- ・水辺での散策などのレクリエーション活動を広報等に掲載することにより水辺空間の利用促進を図ります。
- ・水辺での学習活動など、水辺の利用を通じて水環境への関心を高め、水辺空間の保全のための意識の向上を図ります。
- ・河川及び周辺部の清掃・草刈を行い、清潔で快適な空間づくりに努めます。

緑とふれあえる場の整備と意識啓発 【みどり推進課】

- ・市民の森について市民への周知を図り、利用を推進します。
- ・自然歩道・緑道・遊歩道などの整備について検討します。

水辺空間・緑地空間のネットワーク化

ビオトープ創りの推進 【指導課】

- ・身近に自然を体験できる場所として、学校などでのビオトープ創りを支援します。

水辺空間・緑地空間のネットワーク化 【みどり推進課、河川整備課、企画調整課】

- ・水（水辺空間）と緑（緑地空間）のネットワーク化を推進し、動植物の生息に適した環境の形成を図ります。
- ・水辺空間・緑地空間のネットワーク化に際しては、これらをつなぐ遊歩道の整備についても検討します。
- ・水辺空間・緑地空間の広域的な整備に向けて、県や近隣市、関係機関などとの調整・検討を進めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
多自然川づくり改修延長	2,527m	5,110m	

多自然川づくり改修延長根拠（中間年度以降の数値目標は未定）

- ・二重川 2,410m
- ・木戸川 2,700m

2 樹林地・農地の保全

本市では急速に都市化が進展したことに伴い、野生生物が生息・生育できる場所としての樹林地や農地が減少し、耕作放棄地の増加、水辺環境の悪化などにより生物多様性を育む環境が失われつつあります。今後は残された樹林地の保全や適切な管理などにより、多様な動植物が生息できる環境の確保・創出に努めます。

また、樹林地や農地は、林産物や農産物の提供のほか、野生生物の生息地としての役割や雨水を涵養する機能、二酸化炭素を吸収・固定する機能、美しい景観の形成など、多様な公益的機能を有しているため、今後も適切な保全に努めていきます。

【目標】

樹林地・農地の保全により、動植物の生息環境を確保します。

【施策】

動植物の生息環境の確保

動植物の生息環境の確保 【環境保全課、衛生指導課、農水産課、都市計画課、宅地課】

- ・環境共生まちづくり条例により、環境に配慮した開発指導を行います。
- ・生態系における相互作用に配慮しながら、動植物の生息環境の保全に努めます。
- ・市内における動植物の分布や生息状況を把握するため自然環境調査を行います。
- ・外来種の分布・生息状況などを把握し、既存の生態系に著しい影響が生じないように対策を講じます。

自然保護意識の醸成 【環境保全課、社会教育課】

- ・貴重な動植物の保護や外来生物の防除等に対する理解や協力を得るための情報提供を推進します。
- ・市民参加型の自然観察会などにより、日常生活と自然環境との関わりや自然保護の必要性について意識の高揚に努めます。

樹林地・農地の保全

樹林地の保全 【みどり推進課】

- ・買い取りや借り上げなどにより、良好な樹林地の保全を計画的に進めます。

農地の保全 【農水産課】

- ・優良農地の確保のため、担い手農家による賃貸借など農地の流動化を促進し、経営規模拡大などを図ります。
- ・耕作放棄地を担い手農家などに斡旋し、農地の集積を図ります。

- ・耕作放棄地をふるさと農園や学童農園などに活用し、耕作放棄地の解消を図ります。
- ・耕作放棄地や休耕田をふるさと農園として活用するなど、農業を体験できる場として整備し、農業への理解を深めます。
- ・営農組織や認定農業者の育成等により、農業の担い手を育成支援します。
- ・農産物の「地産地消」を推進し、地域の「食」と「農」と「環境」を守ります。

市民への情報提供 【みどり推進課、農水産課】

- ・樹林地の公益的機能に対する理解を深めるため、情報提供を行い意識の向上を図ります。
- ・農地の保全や農業振興に対する市民の理解を深めるため、情報提供を行い意識の向上を図ります。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 2	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
自然観察会等の参加延人数 1	841 人	900 人以上 (毎年度)	

1 自然観察会等の具体的内容

- ・環境保全課が実施する自然散策会、三番瀬生き物調べ、セミのぬけがら調査
- ・公民館で自然観察会に関する講座

2 自然観察会等の参加延人数は、年度ごとに変動が大きいいため、現状値は直近の過去3年の平均としております。

3 干潟の保全

今、全国的に干潟の持つ高い水質浄化機能や多くの生命を生み育てる役割などが見直され、大切に守っていこうという動きが高まっています。

東京湾の最奥部に残された貴重な干潟である三番瀬の恵みを将来の世代も私たちと同じように享受できるよう、三番瀬の保全・再生に努め、生物多様性を確保し、未来に引継ぐことに努めていきます。

また、三番瀬の保全・再生に向けて、県や近隣市などと広域的に連携を図りながら取り組みます。

【目標】

将来の世代も干潟の恵みを享受できるよう、三番瀬の保全・再生に努めます。

【施策】

三番瀬の保全・再生とワイズユース（賢明な利用）の推進

干潟への負荷の抑制 【環境保全課】

- ・富栄養化の原因である窒素・リンの流入を削減し、流入河川の水質改善など負荷の低減に努めます。
- ・清掃活動の継続的な実施により、ごみのない清潔な環境の維持に努めます。

ワイズユース（賢明な利用）の推進 【環境保全課、企画調整課、農水産課、商工振興課】

- ・漁業や観光業など、干潟のさまざまな恵みを活用し、地域の活性化につなげます。
- ・過度の利用や自然への過大な負荷を避けるため、利用ルールの確立に努めます。

海辺のふれあいの推進 【環境保全課、商工振興課】

- ・ふなばし三番瀬海浜公園を活用し、海や海洋生物、鳥などの自然と親しみ、自然を学び、憩える場としての整備・充実を図ります。
- ・三番瀬をより身近に感じてもらうため、自然への理解を深め、自然を体験できる場としての利用推進を図ります。

三番瀬のラムサール条約登録 【環境保全課、企画調整課、農水産課】

- ・県や近隣市と連携を図りながら、三番瀬のラムサール条約登録を目指します。

保全・再生に向けた体制の整備

一人ひとりの意識向上の推進 【環境保全課】

- ・市民参加による講演会や学習会、自然観察会などを通じて、三番瀬の保全・再生に向けた理解を深めます。
- ・干潟の重要性について、わかりやすい情報提供や効果的な広報などを行い、保全に向けた意識の高揚に努めます。

連携・協働による取り組み 【環境保全課、企画調整課】

- ・三番瀬の保全・再生に向けて、行政、市民、漁業者、事業者、NPO など各種団体が参加し、適切な分担のもとに協働して取り組みます。
- ・三番瀬の保全・再生に向けて、県や近隣市、関係機関などと広域的に連携を図りながら取り組みます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
三番瀬クリーンアップ参加延人数	1,100 人	1,100 人以上 (毎年度)	
ガンカモ類の個体数 1	37,772 羽 2	2 万羽以上維持 (毎年度)	
ミヤコドリの個体数 3	164 羽 4	100 羽以上維持 (毎年度)	

- 1 ラムサール条約の国際的な基準 5 (定期的に 2 万羽以上の水鳥) を満たすものです。
- 2 平成 19 年～22 年の冬の観測 (全国ガンカモ一斉調査) 3 ヶ年の平均。
- 3 ラムサール条約の国際的な基準 6 (水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群で、個体数の 1 % を満たすミヤコドリ 100 羽以上) を満たすものです。
- 4 平成 19 年～22 年の冬・春の観測 (モニタリングサイト 1000 シギチドリ類調査) 3 ヶ年の平均。

第3節 快適な地域環境の保全

1 自然とふれあう場の確保

本市の公園・緑地などは、量・質の面からみて十分とは言えない状況にあります。また、自然とふれあうことのできる場所・施設も十分に整備が進んでいません。

このため、今後は市内に残された貴重な緑を極力残しながら、新たな緑地などを創造する取り組みを進めることにより、市民が緑や自然とふれあうことのできる場の創出を図り、健康で快適に生活できる地域づくりを推進します。

【目標】

自然とふれあう場の確保により、健康で快適な生活を推進します。

【施策】

自然を体感できる憩いの場の創出

- 自然を体験できる場の維持・整備 【みどり推進課、河川整備課、企画調整課、商工振興課】
- ・市民に親しまれる港づくりの一環として、海岸部での親水公園の活用を促進します。また、民間団体と協働して、漁師町という特徴を活かしたフィッシャーマンズワーフなどのような施設整備により、市民が楽しみ憩える場の検討を進めます。
 - ・自然性の高い地域を緑地や市民の森として整備し、森林浴・バードウォッチングなど自然とふれあえる場として提供します。
 - ・水辺において、市民が身近に自然を体験できる憩いの場の整備を検討し、自然に親しめる地域づくりを進めます。
 - ・既存の野外レクリエーション施設を適正に維持します。また、新たな野外レクリエーション施設の整備について検討します。
 - ・市民が気軽に野外レクリエーションに親しむことのできる施設として、アンデルセン公園の整備を進め、利用者の増加と利便性の向上を図ります。
 - ・アンデルセン公園や県民の森を中心に、散歩道の整備などを行い、自然を体験できるネットワークの形成を図ります。

自然とふれあう活動の推進 【みどり推進課、みどり管理課、商工振興課】

- ・自然とふれあえる場所、施設についての案内板や標識などを設置し、PRします。
- ・アンデルセン公園やふなばし三番瀬海浜公園の利用推進を図り、小動物たちとのふれあい、自然環境を学ぶ自然体験などを推進します。

各種イベントの開催と対策 【環境保全課、商工振興課、農水産課、みどり管理課】

- ・自然観察会などの体験イベントを開催し、自然とふれあう機会の増加を図ります。
- ・自然散策マップの更新や自然散策会などの各種イベントを実施していきます。
- ・アンデルセン公園や農業センター、県民の森、キャンプ場、周辺の果樹園などの連携を進め、観光の振興を図ります。

公園、緑地の整備、緑化の推進

公園、緑地の整備 【みどり推進課、みどり管理課】

- ・市街地部における公園、緑地の計画的な整備に努めます。
- ・市民の意向を踏まえた身近な公園づくり、町会委託制度の充実などにより、市民参加による公園管理について検討します。
- ・「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」及び「船橋市環境共生まちづくり条例」に基づく緑地の確保に努めます。
- ・市内に残された貴重な緑として、斜面緑地の保全に努めます。
- ・公園、緑地の整備にあたっては、ビオトープとしての機能など、生物の生息空間の確保にも配慮します。

緑化の推進 【みどり推進課、街路課】

- ・「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」及び「船橋市環境共生まちづくり条例」に基づき、市街地や道路沿道における緑化を推進します。
- ・街路樹の整備や公園の緑化修景による緑の街並みづくりを推進します。
- ・市街地部において、住民の緑化の意識高揚を図ることを目的としたイベント等を実施します。
- ・市内の健全な民有樹木等を指定樹林制度を活用し、緑の保全に努めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
潮干狩り入場者数 1	138,140 人 2	維持	維持
市民一人当たりの都市公園面積	2.84 m ² /人		5.0 m ² /人 3 (当面の目標水準)

- 1 潮干狩り入場者数は、有料入場者数（開催期間は4月～6月）を示します。
- 2 潮干狩り入場者数の現状値は、平成 21 年度の実績値です。
三番瀬クリーンアップ参加延人数は、年度ごとに変動が大きいため、現状値は直近の過去 3 年の平均としております。
- 3 船橋市緑の基本計画では、目標水準を 9.0 m²/人としていますが、当面の目標水準としては 5.0 m²/人です。

2 良好な生活空間の保全

近年では、経済的・物質的な豊かさよりも、暮らしの中にやすらぎや潤いが求められるよう人々の意識や価値観が変化してきたため、今後は市民が本市で暮らしていくことに対してより満足度が高まるよう、市民が快適に暮らしていくことのできる環境の整備に努めます。

また、市民の景観に対する満足度は低い状況にあるため、今後は景観への配慮を含めたまちづくりを総合的に進めていきます。

【目標】

魅力ある景観の形成や都市環境の整備により、地域環境への満足度を高めます。

【施策】

良好な景観の創出

良好な景観の形成促進 【都市計画課、宅地課】

- ・「船橋市景観計画」に基づき、良好な景観の形成を進めます。
- ・「船橋市宅地開発事業に関する要綱」に基づき、良好なまちなみの創出に向けた宅地開発事業の指導を行います。
- ・「船橋市環境共生まちづくり条例」に基づき、土地の造成や建築物の建築などに際して景観への配慮について指導を行うことにより、良好な景観の形成に努めます。
- ・「屋外広告物法」及び「船橋市屋外広告物条例」に基づき、違反屋外広告物の除却などを行うことにより、景観の保全に努めます。

啓発活動、情報提供 【都市計画課】

- ・良好な景観の形成及び景観資源の保全に対する市民、事業者の理解と協力に向けて広報・啓発活動を強化します。
- ・景観資源の活用に向けて、パンフレットやホームページなどによる広報を推進します。

自然関係の指定地域の保護 【みどり推進課】

- ・風致地区などの適正な保護に努めます。

潤いのある都市環境の確保

文化芸術活動の振興 【文化課】

- ・文化芸術活動の振興に努めます。
- ・良質な文化芸術活動の発表機会を、より一層充実させます。
- ・多様な文化芸術情報の提供を、より一層図ります。

文化財の保存 【文化課】

- ・地域における文化財の適正な保存に努めます。
- ・市内の文化財の調査をすすめ、貴重な文化財については新たに指定します。
- ・各地域に伝わる歴史的遺産、郷土芸能、伝統行事などの文化財への関心を高め、将来への継承に向けた意識の高揚を図ります。
- ・博物館・資料館などの充実により、文化財とふれあう機会の拡充を図ります。
- ・地域の文化・歴史とふれあうことができる冊子やマップなどを作成します。

潤いのある都市環境の創造

【道路建設課、街路課、交通安全課、河川整備課、みどり推進課、商工振興課、施設課】

- ・河川や海の特性を活かした散歩道や親水空間の整備を進め、水辺とふれあえる場を増やします。
- ・樹林地や水辺と既に整備されている公園や散歩道の連絡により、緑のネットワークの形成を推進します。
- ・公園、緑地の整備、学校や公共施設の緑化を進めます。また、植樹、花壇の整備などにより、市街地部に花や緑を増やします。
- ・魅力的な道路づくりのため、街路樹の整備などを推進し、美しい都市景観の創出に努めます。
- ・建物の屋上や壁面の緑化などにより、都市内における緑の創出を図ります。
- ・放置自転車の整理、撤去などを推進し、歩行者の通行の安全確保を図ります。
- ・バリアフリーに配慮した道路整備を図り、誰もが行き交うことのできるやさしいまちづくりを推進します。

環境美化の推進 【クリーン推進課】

- ・「船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例」に基づき、ポイ捨て防止を徹底し、まちの美化に努めます。
- ・市民や事業者との連携により、駅前や沿道などの清掃活動を行います。
- ・市民や事業者と市が協働で進める環境美化モデル活動認定制度などによる道路の清掃活動を推進します。
- ・地域における一斉清掃などの活動を推進します。

不法投棄防止対策の強化 【クリーン推進課、産業廃棄物課】

- ・市は、定期的な不法投棄パトロールを実施しますが、行政や地域住民だけで不法投棄を防止することは困難なことから、市民、事業者、行政の連携のもと、監視体制を強化し、不法投棄防止に努めます。
- ・市民に対して不法投棄発見時の連絡先の周知を図り、環境美化を推進するため、広報やパンフレット等により、不法投棄防止についてPRに努めます。また、ルール違反者には、厳重な注意を与えるほか、悪質な場合は警察と連携して対応にあたります。
- ・空き地等の土地所有者や管理者に対して、柵の設置等により不法投棄されない環境づくりを行うよう促すほか、行政としては看板掲示物の設置等を行います。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
風致地区指定面積	508.3ha	維持	維持

第3章(環境の現状と課題)の47ページの表3-3-3に風致地区の指定状況について記載しております。

第4節 未来に向けた地球環境の保全

1 地球環境の保全

地球環境問題には、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、海洋汚染、砂漠化などがあります。その中でも、特に本市にも影響が及ぶことが懸念される問題として、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨が挙げられます。

私たちの日々の暮らしや事業活動は、これらの問題にも影響を及ぼしています。市では平成20年に船橋市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、地球温暖化防止に取り組むなどしています。よりよい環境を未来へつないでいくために、今後も行政のみならず、市民や事業者一人ひとりが自ら行動できるよう各種の取り組みを進めていきます。

【目標】

地球環境の保全に貢献するため、地球環境問題についての配慮行動を実践します。

【施策】

地球温暖化防止の推進

温室効果ガスの排出量の削減 【環境保全課、各課】

- ・「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定し、市内の温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。
- ・「船橋市環境保全率先行動計画」に基づき、市の事業からの温室効果ガス排出量の削減を推進します。
- ・市内の温室効果ガス排出量の把握に努めます。

地球温暖化防止に向けた意識の向上 【環境保全課】

- ・市民団体、事業者、事業者団体、学識経験者、行政等が参加する船橋市地球温暖化対策地域協議会として、地球温暖化防止に向けた意識の向上に努めます。
- ・温室効果ガス排出抑制に関する情報提供を行い、地球温暖化問題に関する理解を深めます。
- ・市民向けの出前講座で、家庭でできる温暖化対策の紹介・説明を行います。
- ・家庭から排出される温室効果ガスを誰でも簡単に計測でき、取り組みやすい環境家計簿「ふなばしエコノート」の周知・活用推進を図ります。
- ・個人、団体の環境保全活動や取り組みに対して、環境啓発物品等の貸し出しなどによる支援を行います。
- ・市民による地球温暖化に関する学習会等を支援するために、船橋市地球温暖化防止活動推進員を講師として派遣します。
- ・緑のカーテンの普及を推進します。

二酸化炭素の吸収源対策 【みどり推進課、みどり管理課、街路課、農水産課】

- ・森林と緑地の保全と整備を図ります。
- ・屋上・壁面緑化を促進します。
- ・公共施設内及び道路沿道の緑化を推進します。

オゾン層の保護、酸性雨対策の継続

オゾン層の保護 【クリーン推進課、産業廃棄物課】

- ・使用済自動車やフロンを使用している家電からのフロン類の適正回収を指導します。

酸性雨対策 【環境保全課】

- ・工場・事業場、及び自動車からの酸性雨原因物質（硫黄酸化物、窒素酸化物）の排出抑制に努めます。
- ・降雨の監視を継続するとともに、酸性雨に関する情報収集、市民や事業者への情報提供に努めます。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
市民一人あたりの温室効果ガス排出量の削減目標値	8.8t-CO ₂ (1990 年度実績)	1990 年度比 10%削減	1
市の事業による温室効果ガスの排出量	199,392t-CO ₂	2	2
緑のカーテンコンクール応募件数	64 件	100 件	200 件
地球温暖化防止推進員派遣回数	4 回	20 回	30 回
地球温暖化に関する環境講座実施回数 ³	14 回	20 回	30 回

- 1 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の中で作成予定。
- 2 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務・事業編）の中で作成予定。
- 3 出前講座の実施回数。

2 低炭素社会の形成

本市において、電気などのエネルギー消費量は増加傾向にあり、これからは資源の枯渇という観点だけでなく、温室効果ガスの排出抑制など低炭素社会を構築し、地球環境を保全するという観点からもエネルギーの有効利用を考える必要があります。このため、省エネルギーとともに、化石エネルギーに代わる新エネルギー等の普及に努める必要があります。

【目標】

化石エネルギー依存型の社会からの脱却を目指し、低炭素社会の形成に努めます。

【施策】

省エネルギーの推進

市民に対する理解・意識高揚の推進 【環境保全課、消費生活課】

- ・家庭における省エネルギーの取り組みの理解・協力普及を進めます。
- ・市民が自主的に省エネルギーに対する取り組みを進めるための環境家計簿「ふなばしエコノート」の周知・活用推進を図ります。
- ・市民向けの講座やイベントなどにおいて、エネルギーの有効利用についての広報、体験活動などを推進します。

事業者に対する意識改革の推進 【環境保全課】

- ・環境に配慮した事業活動への意識改革を進めます。
- ・夏季・冬季の省エネルギー推進のため、クールビズ・ウォームビズの定着に努めます。

自動車の適正利用、自転車利用の推進

【環境保全課、総合交通計画課、道路建設課、交通安全課】

- ・市民や事業者に対して、アイドリング・ストップなどのエコドライブへの協力を要請します。
- ・自家用車による通勤の削減への協力を要請します。
- ・自転車利用を促進するための情報提供、意識向上を推進します。
- ・人や自転車が利用しやすい道路環境の整備（歩道や駐輪場など）に努めます。
- ・公共交通機関の利用を促進します。

省エネルギー設備・機器の普及推進 【環境保全課、消費生活課、商工振興課、各課】

- ・エネルギー効率の向上を図るため、家庭での高効率給湯器の設置を推進します。
- ・省エネルギー設備・機器の導入・普及に向けて、市民や事業者への情報提供などに努めます。
- ・事業者へのESCO事業の活用などによる省エネルギー設備の導入を促進します。
- ・公共施設において、省エネ設備・機器の導入を推進します。

省エネルギー型の建築物の普及推進 【建築指導課】

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律による届出が必要な建築物に対して指導・助言を行います。

新エネルギー等の導入の推進

地域特性を生かした新エネルギー等の導入の推進

【環境保全課、清掃工場（北部・南部）、社会教育課、施設課】

- ・家庭での太陽エネルギーを利用した設備の設置を推進します。
- ・公共施設（公民館等）への太陽エネルギーを利用した設備の導入を推進します。
- ・小中学校においては、太陽エネルギーを利用した設備を試行的に設置します。
- ・廃棄物処理施設における発電や余熱の温水利用等の有効利用を継続・強化します。

温室効果ガスの排出量の少ないエネルギーへの転換等

【環境保全課、クリーン推進課、農水産課】

- ・生産用の機械やボイラーなどの設備機器において、温室効果ガスの排出の少ないエネルギーへの転換を促進します。
- ・バイオマス燃料や燃料電池など次世代エネルギーの導入・利用促進に向けて検討を行います。

理解と意識高揚、情報提供等の推進 【環境保全課】

- ・出前講座や環境フェアでの展示などにより、新エネルギー等の普及に向けた市民、事業者の理解と意識高揚に努めます。
- ・学校での環境教育や公民館での環境講座などにより、幅広い世代に新エネルギー等の重要性に対する理解と意識の高揚を図ります。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
駐輪場への駐輪可能台数	38,041 台	39,000 台	41,000 台
市内における太陽光発電システムの設置総 kW 数	817kW 1	実行計画の中で策定	実行計画の中で策定
公民館への太陽光発電システムの導入館数	0 館	2 館	2
小中学校への太陽光発電システムの導入校数	0 校	8 校	3

- 1 市内における太陽光発電システムの設置総 kW 数は、現状値欄に平成 20 年度実績値を記載しております。
- 2 社会教育施設の建替に伴い導入予定。
- 3 試行的導入のため、中間年度以降は未定。

3 循環型社会の形成

環境負荷の低減のためには、エネルギーの有効利用と併せて、廃棄物の減量と資源化に努める必要があります。本市では、平成19年3月に策定した「船橋市一般廃棄物処理基本計画」に従い、廃棄物の減量と資源化の推進、及び適正な処理・処分を行っています。

今後も廃棄物の減量と資源化の推進によって、循環型社会の形成に向けて各種の施策を継続的に展開していきます。

【目標】

廃棄物の減量と資源化を推進し、循環型社会の形成に努めます。

【施策】

ごみの排出抑制、資源化の推進

ごみの排出抑制 【クリーン推進課】

- ・大規模事業者（事業用大規模建築物の所有者等）に対して、廃棄物の減量等計画書の作成及び廃棄物管理責任者の選任を徹底させます。
- ・事業者に対して、ごみの減量・資源化及び適正な処理に関する指導を推進します。
- ・環境フェア、生き生き展などのイベントにおいて、ごみの減量と資源化の推進を呼びかけます。
- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及を推進します。
- ・簡易包装の取り組みやマイバッグ持参運動を推進します。
- ・生ごみの水切りをする、詰め替え商品を選ぶなど、日常の生活の中で実践できるごみ減量の行動をパンフレットや自治会での説明会を活用して、理解・協力を図ります。
- ・船橋市廃棄物減量等推進員（クリーン船橋530推進員）の委嘱により、ごみの減量と資源化のシステムづくりを市民参加型で推進します。
- ・ごみ処理手数料について、原価を見直すことで、適正な価格設定を行います。
- ・家庭系ごみの有料化については、ごみ減量効果及び実施手法について、調査・研究を進めていきます。
- ・事業者に対して、事業所内での分別徹底を指導します。

資源化の推進 【クリーン推進課】

- ・現在の可燃ごみ週3日制のうち、1日を新たな資源物の収集にあてることを検討します。
- ・資源物の分別徹底の周知を図ります。
- ・市民団体などによる自発的な有価物・資源物の回収を推進するとともに、より効果的な回収のあり方について検討します。
- ・本市における資源物の収集量や再利用状況などについて情報の提供に努め、市民の意識の向上を図ります。

- ・生ごみ処理機（生ごみ処理容器、電気式生ごみ処理機）購入費助成制度について、ごみの減量と資源化の効果を検証し、より効果的な制度となるよう検討します。
- ・市内の廃棄物処理施設の見学などを通じたごみの減量・資源化意識の向上に努めます。
- ・フリーマーケット、バザーなどのごみの減量・資源化活動への支援に努めます。
- ・事業系一般廃棄物の資源化の取り組みを事業者や関係団体に指導します。
- ・事業系の食品廃棄物等の資源化を推進します。
- ・清掃工場の建替えに際しては、灰の無害化、減容化、資源化と最終処分量の削減を推進します。

産業廃棄物の減量・資源化、適正処理

産業廃棄物の減量化・資源化、適正処理 【産業廃棄物課】

- ・産業廃棄物の減量化や資源化、適正処理に関する講習会等の開催により、産業廃棄物の減量・資源化、適正処理の推進に努めます。
- ・産業廃棄物排出事業者や処理業者への立入検査などにより、産業廃棄物の適正処理の指導を行います。
- ・産業廃棄物の多量排出事業者に対し、産業廃棄物の減量化・資源化及び適正処理の推進を指導します。
- ・産業廃棄物処理業者に対し、処理実績報告書の提出を求め、産業廃棄物の処理・処分の状況を把握します。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現状 1 (平成 17 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 28 年度)	目標年度
ごみ発生量	247,223t	235,676t	2
ごみのリサイクル率	21.2%	26.2%	2
最終処分量	14,335t/年	12,748t/年	2

- 1 本表の現状値は、現一般廃棄物処理基本計画が策定された平成 17 年度の値です。
 なお、第 3 章（環境の現状と課題）の 53 ページの図 3-4-3 に平成 11～21 年度のごみ発生量、54 ページの図 3-4-4 に平成 11～21 年度の最終処分量、リサイクル率の推移について記載しております。

- 2 目標年度は、平成22～23年次に現一般廃棄物処理基本計画の改定作業があるので、その際、設定される予定。

ごみの内訳

(ごみの総発生量)	(ごみ発生量)	(ごみ排出量)	潜在ごみ (数値の把握が困難なもの)		事業者独自の資源回収・処理量 自家処理量(生ごみの減量化等) 等
			有価物		集団回収量
			家庭系ごみ	可燃ごみ	市による収集量 個人の直接搬入量 等
				粗大不燃ごみ	
				資源ごみ	
			事業系ごみ	可燃物	許可業者による収集量 事業者の直接搬入量 等
				粗大不燃ごみ	
				資源ごみ	

第5節 協働による環境保全への取り組み

1 環境学習・環境教育の推進

今日の環境問題は、身近な生活環境の問題から地球規模の問題まで多種多様化しています。環境問題を解決するためには、一人ひとりが環境保全について関心と理解を深めていく必要があります。

このため、今後は、地域の環境に関する情報を広く提供することにより、市民や事業者などの環境に対する関心を高め、大切にすることを意識を育てていく必要があります。また、一人ひとりが環境を守り、快適な環境を未来につないでいくための自主的な活動を行うことができるよう、家庭、学校、事業所、公的施設などあらゆる場を通じて、環境学習・環境教育を積極的に推進します。

【目標】

環境学習・環境教育を推進し、環境保全への意識を向上させます。

【施策】

あらゆる場での環境教育の推進

自然とふれあう機会の創出 【環境保全課、河川整備課、社会教育課】

- ・自然観察会や生き物調査など、自然に関する学習の機会を充実します。
- ・自然散策会など、自然の中で行うレクリエーションの機会を充実します。
- ・自然にふれあうことのできる場所や施設を広くPRし、利用の推進を図ります。
- ・河川を会場としたイベントを通し、河川環境の保全に向けた意識の向上を図るとともに、親水空間などの環境教育の場の整備について検討します。
- ・三番瀬については、市民や小中学生などが海や干潟に親しみながら環境学習に取り組める場として利用を図ります。

家庭や学校での環境教育の推進

【環境保全課、クリーン推進課、消費生活課、社会教育課、指導課】

- ・小中学校などにおいて、年齢や学習段階に応じた環境教育の推進を支援します。
- ・小中学生による市役所への訪問学習について支援し、身近な環境問題への意識の高揚を図ります。
- ・学校や家庭での省エネの推進の呼びかけや環境問題への意識の高揚を図ります。
- ・体験学習を通して、子どもたちの環境への関心を高めます。

事業所での環境教育の推進 【環境保全課】

- ・事業者に対して、従業員向けの環境教育を促進します。
- ・事業者に対して、環境フェアへの参加・出展を呼びかけます。

総合的な環境教育の推進 【環境保全課、クリーン推進課、社会教育課】

- ・ 公民館で環境に関する講座を環境団体などと協働で実施したり、公民館、自治会館、集会所で出前講座を開催することなどにより、環境学習の機会を増やします。
- ・ 環境フェアを通して、環境保全意識の高揚を図ります。
- ・ 三番瀬の保全など本市の教育施策上有益な行事・イベント、市民向けの環境教育などに対して、支援を行っていきます。

環境情報の提供、環境学習の場所・機会の整備

環境情報の提供 【環境保全課、クリーン推進課】

- ・ 市民一人ひとりがよりよい環境づくりに関心を持ち、まちづくりの主体として自主的に行動できるよう、環境情報の提供に努めます。
- ・ 広報や環境新聞「エコふなばし」、ホームページなどでの環境関連情報の充実を図ります。
- ・ 各種の行事の中で、環境関連情報を積極的に提供します。

環境学習の場所・機会の整備 【環境保全課】

- ・ 公共施設における環境学習の開催や各種団体の交流などの多様な活動を行えるよう、場所・機会の整備・充実を検討します。
- ・ 三番瀬海浜公園やアンデルセン公園等を会場とする学習講座の開催などを推進します。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 2	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
環境に関する講座の参加延人数 1	2,212 人	2,300 人以上 (毎年度)	
環境フェア来場者数	4,766 人	4,800 人 (毎年度)	

1 環境に関する講座の具体的内容

- ・ 環境に関する出前講座、訪問学習、環境学習講座
- ・ 公民館で実施する環境に関する講座

2 環境に関する講座の参加延人数、環境フェア来場者数は、年度ごとに変動が大きいいため、現状値は直近の過去3年の平均としております。

2 環境保全活動の推進

現在、市では市民や事業者が環境保全活動に参加・行動しやすくするため、各種の活動や取り組みを実施しています。今後も市民や事業者の自主的な活動を促進するとともに、地域全体での環境保全活動の取り組みを支援していきます。

【目標】

市民、事業者、団体の相互連携による環境保全活動を推進します。

【施策】

一人ひとりの環境保全の取り組みの推進

市民の取り組みの推進 【環境保全課】

- ・地域における各種の環境保全活動・ボランティア活動などを推進・支援します。
- ・こどもエコクラブなど子どもたちの環境保全活動を推進・支援します。
- ・市民が自らの手で実行できる環境保全のための活動について、広報やホームページなどによる情報提供を推進します。
- ・地域における環境保全活動を推進する団体・NPOなどの育成・活性化に努めます。
- ・環境保全活動の実施者に対する表彰・顕彰を行い、持続的な活動を促進します。

事業者の取り組みの推進 【環境保全課、商工振興課】

- ・自主的な環境保全の取り組みのため、「ISO14001」、「エコアクション21」などの認証取得を推進・支援します。
- ・環境保全活動の実施者に対する表彰・顕彰を行い、持続的な活動を促進します。

市の取り組みの推進 【環境保全課、社会教育課】

- ・市民や事業者、学校、各種団体での環境保全の取り組みへの支援を行います。
- ・市が発注する事業では、環境に配慮した工法や再生資材の利用などを推進します。
- ・一人ひとりが環境保全活動に参加しやすくなるよう、千葉県が実施している環境学習指導者養成講座を参考に、地域や団体をまとめるリーダー役の養成研修を検討します。

各種団体等との連携・協力の推進

人の交流や情報交換による環境保全活動の活発化

【環境保全課、クリーン推進課、市民協働課】

- ・環境フェアなどへの参加団体どうしの交流を深めます。
- ・市民活動サポートセンターにおいて、市民の環境保全活動などに関する情報の提供、交流の場、作業の場の提供を継続・拡大します。
- ・市民活動サポートセンターにおいて、市が収集した情報を基に、環境保全活動などに興味を持つ市民や団体を繋ぐコーディネート機能を持たせることについて検討します。
- ・商工団体などの業界団体を通して事業者との連携を図り、事業所における環境保全行動を促進します。
- ・環境保全活動などを通じた各種団体、地域間の交流を図り、人の交流や情報交換による環境保全活動の活性化を推進します。
- ・町内会などの地域社会が健全に機能している地域は、住民の環境保全に対する意識が高く、ごみのリサイクルや地域の環境保全活動も活発に行われていることから、一人ひとりの自発的な環境保全への取り組みを推進するため、地域社会におけるコミュニケーションを図り、地域コミュニティの活性化を推進します。
- ・地球温暖化問題などの広範囲な環境問題の解決に向けて、国や県などと積極的に情報交換をしながら協力体制を形成し、有効な取り組みを推進します。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
こどもエコクラブ登録団体数	8クラブ	増加(毎年度)	
エコアクション 21 の認証・登録事業者数	12 件	増加(毎年度)	